

平成30年2月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコン用バッテリーパック(「ノートパソコン」として公表)に関する事故(リコール対象製品)について

(詳細は次頁以降参照。)

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
(うちガスストーブ(開放式、LPガス用)1件、
ガスこんろ(LPガス用)1件、
半密閉式(CF式)ガスふろがま(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
(うちノートパソコン1件、電気毛布(敷毛布)1件、除湿機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 3件
(うち椅子1件、電気ケトル1件、靴1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社東芝（現 東芝クライアントソリューション株式会社）が輸入したノートパソコン用バッテリーパック（「ノートパソコン」として公表）について（管理番号：A201700725）

①事故事象について

株式会社東芝（現 東芝クライアントソリューション株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したノートパソコン及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償製品交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、ノートパソコンのバッテリーパックの製造上の不具合により、バッテリーパック内のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）1月28日にウェブサイトにて情報を掲載し、翌29日に新聞社告を行い、対象製品について無償にてバッテリーパックの交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201700725）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、製造期間、対象個数

製品名：ノートパソコン用バッテリーパック

株式会社東芝が販売したノートパソコンの一部の機種に同梱したバッテリーパック及びオプション・サービス用に販売したバッテリーパックのうち、2011年6月から2014年6月までに製造されたもの。

製造期間：2011年6月から2014年6月まで

対象個数：95,811個

2016年（平成28年）1月28日からリコール（無償製品交換）を実施

回収率：47.6%（2018年1月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201700725）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中でリコール同事象と考えられるもの及びリコール事象かどうか不明なもの、並びにリコール開始の契機となった事故を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2017年度	4	火災	2013年度	0	—
2016年度	0	—	2012年度	0	—
2015年度	2	火災	2011年度	0	—
2014年度	0	—	2010年度	—	—

<対象製品の的外観及び確認方法>

対象のバッテリーパックを搭載したノートパソコンの的外観



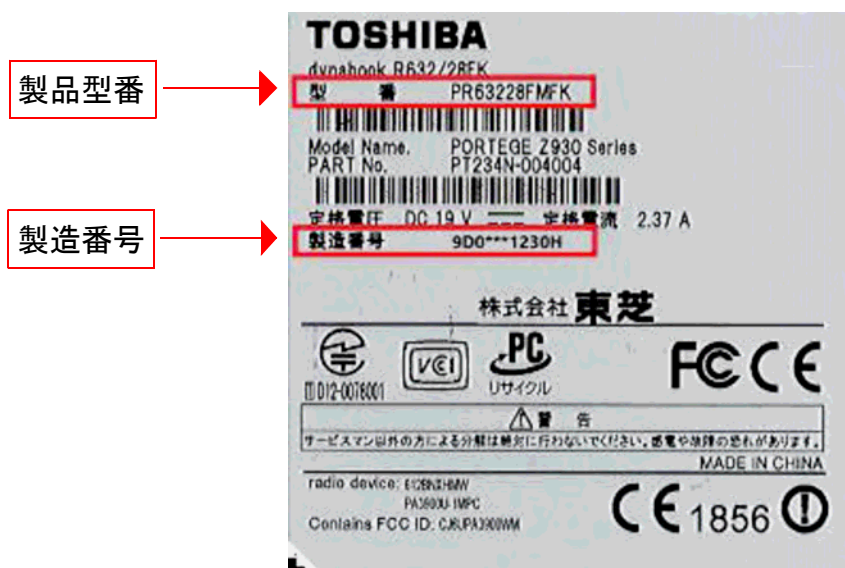
お持ちのノートパソコンのバッテリーパックが対象製品かどうか、以下の(ア)及び(イ)を御確認の上、事業者のウェブサイトにて御確認いただくか、事業者の問合せ先に御連絡ください。

(ア) パソコン本体の「製品型番」及び「製造番号」

(イ) バッテリーパックの「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」

(ア) パソコン本体の「製品型番」及び「製造番号」の確認方法

・パソコン本体の裏面に貼付されているシールから「製品型番」及び「製造番号」を御確認ください。



(イ) バッテリーパックの「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」の確認方法

- ・パソコンの電源を切り、バッテリーパックを外してください。
- ・以下のラベル位置を参考に、「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」を御確認ください。
- ・「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」は、1枚のラベルに記載されている場合と、2枚のラベルに分けて記載されている場合があります。

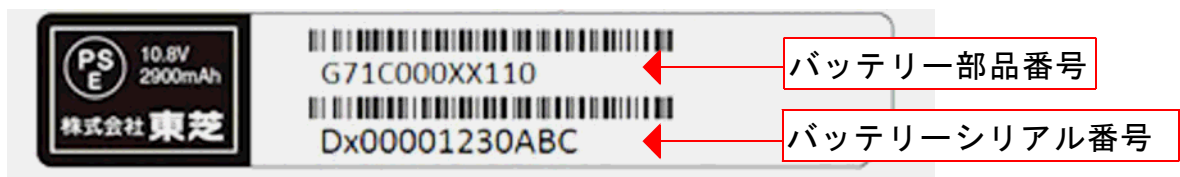
(ラベル位置)



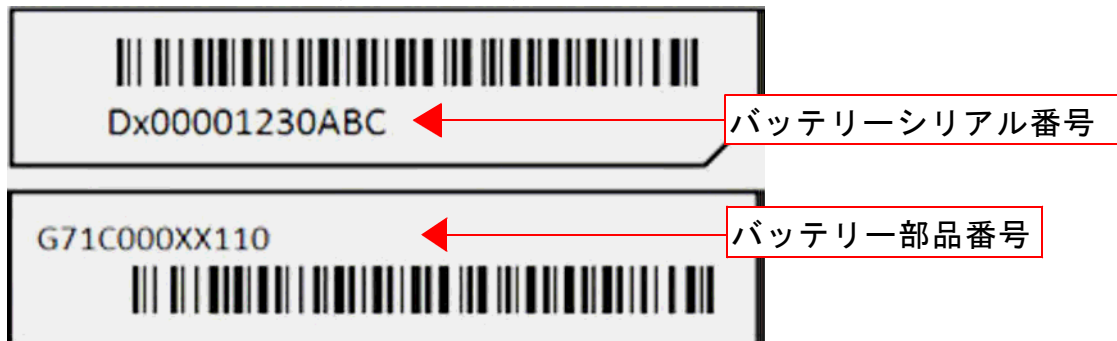
バッテリーパックに貼付されているラベルから、「G71C」で始まる「バッテリー部品番号」及び、1桁又は2桁のアルファベットで始まり、最後の3桁がアルファベットの「バッテリーシリアル番号」を御確認ください。

ラベル例:

- 1枚のラベルに記載されている場合



- 2枚のラベルに分けて記載されている場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換を受けていない方は、直ちにバッテリーパックをノートパソコンから取り外し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

東芝クライアントソリューション株式会社 dynabook バッテリーパック交換窓口

電話番号：0120-444-842 ※フリーダイヤル

受付時間：9時～19時(土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。)

ウェブサイト：<http://dynabook.com/pcs/info/20160128.html>

※上記ウェブサイトからも製品交換の申込みが可能です。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：柳川、平野、清重

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、高橋

電 話：03-3501-1707（直通）

F A X：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700728	平成30年1月29日	平成30年2月9日	ガストーブ(開放式、LPガス用)	R-652PMS	リンナイ株式会社	火災 重傷1名 軽傷1名	爆発を伴う火災が発生し、当該製品及び周辺を破損し、1名が重傷、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から25年以上経過した製品 平成30年1月31日に経済産業省産業保安グループにて公表済 平成30年2月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201700730	平成30年2月3日	平成30年2月9日	ガスこんろ(LPガス用)	PA-N39VA-R	株式会社パロマ	火災 重傷1名 軽傷2名	爆発を伴う火災が発生し、建物が全壊し、1名が重傷、2名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岩手県	
A201700731	平成30年1月24日	平成30年2月9日	半密閉式(CF式)ガスふろがま(都市ガス用)	TP-A3K-2(株式会社日立ハウステックブランド:型式HB-202)	高木産業株式会社(現 パーパス株式会社)(株式会社日立ハウステックブランド)	CO中毒 軽傷2名	当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により2名が軽症を負った。現在、原因を調査中。	新潟県	製造から10年以上経過した製品 平成30年2月2日に経済産業省産業保安グループにて公表済 平成30年2月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700725	平成30年1月27日	平成30年2月8日	ノートパソコン	dynabook R731/W2MC	株式会社東芝(現 東芝クライアントソリューション株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	北海道	平成28年1月28日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:47.6%
A201700729	平成30年2月2日	平成30年2月9日	電気毛布(敷毛布)	CS-161W(株式会社東芝ブランド)	日本電熱株式会社 (株式会社東芝ブランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	製造から25年以上経過した製品
A201700732	平成30年1月23日	平成30年2月9日	除湿機	F-18CDQ(推定)	松下精工株式会社 (現 パナソニック エコシステムズ株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	静岡県	製造から35年以上経過した製品

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700724	平成29年11月25日	平成30年2月8日	椅子	重傷1名	使用者(80歳代)が畳の上にあった当該製品に着座しようとしたところ、転倒し、胸部を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年1月29日
A201700726	平成29年12月27日	平成30年2月8日	電気ケトル	重傷1名	当該製品が溶解し、その破片を踏み、右足に火傷を負った。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	長崎県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年2月7日
A201700727	平成30年1月5日	平成30年2月8日	靴	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、転倒し、右脚を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年1月31日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電気毛布（敷毛布）（管理番号：A201700729）

